

インターネット上の 誹謗中傷や差別等

でお悩みの方へ

弁護士と専門職員(サポートチーム)による解決に向けた相談窓口

TEL 078-891-7877

メール相談 <https://www.hyogo-jinken.or.jp/consult>



【実施曜日】 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

【実施時間】 9時～17時

(弁護士相談は毎週木曜日15時～17時)

【その他】 面談も可(要予約)



□次のような人権問題について、弁護士等によるサポートチームが解決に向けた対応(プロバイダ等への削除依頼のアドバイス、法的手続きのご紹介など)を行います。

- インターネット上の書き込みなどによる誹謗中傷や差別的な扱い、プライバシーの侵害などでお悩みの方
- SNS上でのいじめや脅迫、侮辱的表現、無断での個人情報(画像等を含む)の掲載などでお悩みの方



兵庫県マスコット
はばタン

※解決を確約するものではありません。 ※裁判等の法的手続費用は相談者のご負担になります。

※令和4年7月に改正刑法の一部が施行され、侮辱罪に新たに懲役刑と禁固刑、罰金刑が加わりました。また、同年11月にはプロバイダ責任制限法の改正により発信者(加害者)の特定も容易となりました。インターネット上の誹謗中傷など悪質な行為への対処が厳しくなります。